

福島県建築士会福島支部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、福島県建築士会福島支部と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を福島市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の技術の進歩、品位保持向上並びにその業務の健全なる発達を図りもって広く社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 建築士の社会的地位の向上及び技術の進歩改善
- 二 建築に関する調査研究及び普及宣伝
- 三 建築技術に関する相談及び指導
- 四 講習会等の開催及び各種印刷物の刊行
- 五 他団体等関係機関からの受託事業の実施
- 六 関係官庁並びに各種団体との連絡及び協力
- 七 公益社団法人福島県建築士会の事業への協力
- 八 その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 本会の会員は、次の3種をもって構成する。

- 一 正会員 福島市又は川俣町内に居住又は勤務場所を有し、本会の目的に賛同する建築士
 - 二 準会員 福島市又は川俣町内に居住又は勤務場所を有し、本会の目的に賛同する将来建築士になろうとする者
 - 三 賛助会員 団体又は個人で本会の目的に賛同するもの
2. 会員は、自己の都合により福島市又は川俣町以外の市町村に居住することができる。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。会員の種別を変更する場合も同様とする。

2. 前項の承認を得た会員としての効力は、入会金及び会費を納めたときに生ずる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、賛助会員は、入会金を要しない。

2. 本会の入会金及び会費は、総会において別に定める。
3. 過去に本会の会員であったものが、再度、本会に入会する場合の入会金は、常任理事会の承認により免除することができる。

(納入金の不返還)

第8条 会員は、本会に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

(会費の滞納)

第9条 会員が会費を12ヶ月滞納したときは、会員の権利を理事会に諮って停止することができる。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、会費を完納した上で本会に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一 この規約その他の規則に違反したとき
 - 二 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあるとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名する場合においては、当該会員に対し、その理事会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、当該会員が異議を申し立てた場合には、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 正会員が建築士の資格を喪失したとき
- 二 会員が死亡した場合、又は解散（法人である賛助会員の場合）したとき
- 三 会費の滞納が24か月以上に及ぶとき

(変更の届出)

第13条 会員は、次の事項を変更したときは速やかにこれを本会に届出なければならない。

- 一 氏名、級別に変更があったとき
- 二 住所、勤務先に変更があったとき

第3章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 通常総会は、毎年一回、前年度終了後2カ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の場合に招集する。
 - 一 理事会が必要と認めたとき。
 - 二 正会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示した文書により、招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、支部長が招集する。

2. 総会を招集するときは、日時、場所及び付議すべき事項を示し、文書でこれを会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 事業報告及び収支決算
- 二 事業計画及び収支予算
- 三 本規約の変更
- 四 理事及び監事の選任及び解任
- 五 その他総会で議決するものとして本規約で定めた事項及び理事会において 総会が議決すべきものと決定した事項

(総会の定足数及び議長)

第18条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議 決)

第19条 正会員は、総会において各1箇の議決権を有する。

2. 総会の議決は、出席した正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総会に出席することができない正会員は、総会に出席する他の正会員に議決権の行使を委任することができる。
4. 前項の委任は委任状をもって行わなければならないものとし、第2項の適用においては総会に出席したものとみなす。

第20条 議長は、総会の議事について議事録を作らなければならない。

2. 議事録には、次の事項を記載し、議長及び出席した正会員2名が署名しなければならない。
 - 一 総会の種類
 - 二 開会の日時及び場所
 - 三 会員の総数

- 四 出席正会員の数及び委任状の数
- 五 議事要項
- 六 議決した事項

第4章 役員

(役員)

第21条 本会に次の役員をおく。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 3名
- 三 常任理事 若干名
- 四 理事 若干名
- 五 監事 2名

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2. 支部長、副支部長及び常任理事は、理事のうちより互選でこれを決める。
- 3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第23条 支部長は、本会を代表し会務を総理し、総会を除き各会議の議長となる。

- 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代行する。
- 3. 理事及び常任理事は、支部長の命を受けて会務を執行する。
- 4. 監事は、本会の財産の状況及び業務の執行状況を監査し、監査報告を作成するものとし不正を発見した時は、総会に報告する。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年後の通常総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員補選)

第25条 支部長、副支部長及び常任理事に欠員が生じた場合、又は理事会で必要と認めた場合は第15条第2項に準じてこれを補選する。

- 2. 補選された役員任期は、前任者の残期間とする。

(顧問、相談役)

第26条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2. 顧問及び相談役は、常任理事会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 3. 顧問及び相談役は、支部長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

第5章 理事会、常任理事会及び部会等

(理 事 会)

第27条 理事会は、すべての理事及び監事をもって組織し、支部長がこれを招集する。

2. 理事会は、次の職務を行う。

一 本会の業務執行方針の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 総会提出議案の審議及び決定

四 支部長、副支部長、常任理事の選定及び解職

五 理事会で議決するものとして本規約で定めた事項

六 その他本会の運営上、支部長が必要と認めた事項

3. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4. 理事会に出席できない理事は、理事会に出席する他の理事に議決権の行使を委任することができる。

5. 前項の委任は委任状をもって行わなければならないものとし、第3項の適用においては理事会に出席したものとみなす。

6. 理事会の議事については議事録を作成し、支部長が署名しなければならない。

(常任理事会)

第28条 常任理事会は、支部長、副支部長及び常任理事をもって組織し、随時支部長が、これを招集する。

2. 常任理事会は、本会の業務を執行するとともに、次条に定める部会及び委員会の業務遂行を監督する。

(部会及び委員会)

第29条 本会に、次の部会及び委員会を置くことができる。

一 総務部会

二 講習運営部会

三 会員部会

四 青年委員会

五 女性委員会

六 本会の事業目的を達成するための委員会

2. 前項第6号の委員会の設置及び廃止は理事会がこれを決定し、総会において支部長がこれを報告する。

3. 理事（支部長である理事を除く）は第1項の部会及び委員会のいずれかに所属する（複数に所属することを妨げない）ものとする。

4. 会員は第1項の部会及び委員会に所属することができる。

第6章 会 計

(経費支弁)

第30条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の事業収入でこれを支弁する。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、1年とし毎年4月1日に始まり次年3月31日に終わる。

(特別会計)

第32条 本会は、必要に応じ特別会計を設けることができる。

第7章 雑 則

(規則の制定)

第33条 この規約に定めるもののほか、事業の執行その他必要なる細則及び指定などは常任理事会の議決を経て別にこれを定める。

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び若干の事務員を置くことができる。

2. 事務局に関する規定は、常任理事会で別に定める。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、総会において議決された日（令和6年5月8日）から施行する。

附則

この規約は、総会において議決された日（令和7年5月15日）から施行する。